

加古川市運賃協議分科会設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び加古川市地域公共交通会議規則（平成26年規則第19号）第8条に基づき、乗合旅客運送の運賃又は料金等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、加古川市運賃協議分科会（以下「協議会」という。）を設置する。

（会長）

第2条 協議会の会長は加古川市都市計画部長とし、協議会を代表する。

（会議）

第3条 市長は、協議運賃について協議する必要があると認めるときは、協議会の会議を開催することができる。

2 市長は、会議を開催するときは、協議する協議運賃ごとに、次の各号に掲げる者を会議の構成員として指名する。

（1）加古川市都市計画部長

（2）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（3）神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員

（4）関係住民の意見を代表する者

3 会議は、構成員全員が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、構成員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

6 議長は、構成員がやむを得ず会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ議長に申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。この場合において、代理人が会議に出席し、又は行った意思表示は、当該構成員が出席し、又は行ったものとみなす。

7 議長は、協議会の会議の議事が緊急を要し、会議を開催する暇がないとき、その他議長が軽易な議事と認めたときは、構成員に対し、書面で当該議事に対する賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

8 協議会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第4条 協議会の事務局を、加古川市都市計画部都市計画課に設置し、協議会の庶務を行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。